

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成28年9月5日（月）17:15～17:37
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

- 木曾 賢造 社会福祉法人ウエルライフ理事長  
社会福祉法人ウエルライフ篠山学園開設準備室担当者

#### <事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長  
藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人向けの介護福祉士養成学校（篠山学園）設立に伴い、その卒業生に対し介護職で在留資格を与える件
- 3 閉会

---

○藤原審議官 社会福祉法人ウエルライフの理事長の木曾様ほかの皆様にお出でいただきまして、先々月末で締め切りました提案受付で御要望を頂戴しておりますので、その関係での御説明をお願いできればと思います。

時間が限られておりまして、20分という短い時間なのですが、大変申し訳ございません、10分以内でプレゼンテーションをいただきまして、特に規制緩和項目につきましてお話をいただきまして、その後、意見交換10分間という形にさせていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、御提案について御説明をお願いいたしたいと思います。

○担当者 社会福祉法人ウエルライフでございます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

私どもの提案につきましては、お手元の資料を御覧ください。提案名ですが、「外国人向けの介護福祉士養成施設（篠山学園）設立に伴い、その卒業生に対し介護職で在留資格を与える件」としております。事業の実施場所につきましては、兵庫県の篠山市でございます。私どもは、兵庫県篠山市において、外国人向け介護福祉士養成施設篠山学園の卒業生に対して介護職で在留資格が得られるようにしていただきたいというお願ひをしております。そして、介護職で在留資格が得られれば、介護福祉士養成施設入学のための留学ビザの取得が容易になることも希望しております。添付の事業計画書にありますように、少子高齢化の日本では、介護職の絶対数が2025年には30万人から40万人規模で不足すると言われております。そして、介護職が不足しているため、人員配置の施設基準が満たせず、入居希望待機者が多い特別養護老人ホームの定員数を受けることができなくなっております。

先日、日本介護福祉士養成施設協会のセミナーに参加したのですが、今年4月現在、全国の介護福祉士養成施設の在籍状況は、定員1万6,704人に対し、離職者訓練を除いた学生数は6,317人で、充足率37.8%です。もはや、日本人学生だけでは学校を維持することも難しくなっているのが、現状だと思います。

私どもはこの問題の解決の一助にでもなればと、兵庫県篠山市で、この3月に廃校になった高校を篠山市から賃借し、積極的に外国人を受け入れる介護福祉士養成施設篠山学園を来年9月に開校しようとしており、各種学校として先日兵庫県に対し設置計画書を提出いたしました。これについては添付の新聞記事にも書かれているかと思ひます。1学年の定員は80人、2年間の教育課程を経て卒業すれば、介護福祉士として働くことは可能となり、卒業後5年間介護施設で働けば、介護福祉士の国家資格が正式に得られる制度を利用したものです。

しかしながら、現在の出入国管理及び難民認定法では、在留資格に介護は含まれておらず、このままでは、当方の養成施設を卒業したとしても、国内では働けず、帰国しなければなりません。これを何とか国家戦略特区により介護での在留資格を認めていただきたい。

○八田座長 ありがとうございます。

今お話になった、もし、日本人の場合は養成学校を卒業して何年働くと国家資格が得られるのですか。

○担当者 2年間1,850時間のカリキュラムを消化すれば、5年間働けば国家資格が自動的に受理されます。

○八田座長 5年間というのは一種のインターンのような期間で、お給料は正式の介護報酬よりは安いわけですか。

○担当者 2年間1,850時間のカリキュラムを消化すれば、職場では介護福祉士としての扱いを受けて勤務できます。ですから、お給料についても介護福祉士としてのお給料になり

ます。

○八田座長 なるほど。そうすると、国家資格のメリットは。

○担当者 正式にいただくのが、5年間働かなければいけないということです。

○八田座長 でも、そのメリットは何なのですか。それはなしに普通に働けるのならば、国家資格を持つことの意味というのは何なのでしょうね。

○担当者 例えば、5年間働かなければ、せっかくの介護福祉士として登録された資格が消失することになります。

○木曾理事長 2年間の専門学校へ行きますと、5年間国家試験なしに介護福祉士の資格を与えられます。ということは、介護福祉士として働けるということです。特に場所としては特別養護老人ホームが一番の働き場所です。

○八田座長 その期間働かないと、その資格が剥奪されるということですね。

○木曾理事長 その通りです。

○八田座長 分かりました。

そうすると、篠山学園の卒業者が5年間働いて、そこで母国にお帰りになることを考えていらっしゃるのか、ずっと続けて日本で働くことを考えていらっしゃるのか、それはどちらなのですか。

○担当者 私どもとしては、できればずっと続けて働いていただきたいとは思いますが、日本で学んだ介護技術を将来的に母国に持ち帰って頂くのも意義ある事だと考えております。

○八田座長 阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 この学校で外国人を入学者とするわけですが、その方たちに卒業後の自由度というものを与えた場合に、ほとんどの人たちが日本で在留を望むということを前提にされるのですか。

もしくは、日本で働くことを前提にして入学資格を付与するということではないのですか。

○担当者 日本での2年間で、学費につきましては奨学金として貸与いたします。その奨学金は3年間で返済してもらう予定にしております。その返済するに当たって、私どもが学園のほうから紹介する介護施設のほうで勤務していただきたいというお願いをする予定です。

○阿曾沼委員 2年間の奨学金があるから、3年間でちゃんと返してよと。その間ちゃんと働けば給料がもらえるということですね。

○担当者 はい。

○阿曾沼委員 そうなのですね。

○八田座長 私はなるべく自由という方なのだけれども、一番の問題は、日本人で介護士の資格を持った方がたくさんいらして、その人たちがあまりに給料が低いために職場に戻っていないという現実ですね。そこに海外から連れてくれば、またもっと安い給料に実

質的になるわけですね。

そうすると、日本人の方で介護士資格を持った人たちが仕事に戻ってくるような賃金の上昇が見込めるのか。そこについてはどうお考えですか。

○担当者 いざ就労する場合には、外国人だからとか、日本人だからという給与の格差を付ける予定は毛頭ございません。日本人と同等の給料を提示する所でしか、就職の斡旋はしません。

○八田座長 しかし、実際問題として、普通の日本人の方で介護福祉士の資格を持っていてやらない方がいらっしゃるから、元来はその給料を上げたいわけですね。そこに仮に日本人と同じ給料を払うにしても、今の安い賃金でもいいのだという人が出てくると、中々それは上げるのに障害になるだろうと。そういう議論というものはあると思うのです。

○担当者 そういう面はあるかも知れません。

○八田座長 そういう議論にもかかわらず、日本での経験を4年とか5年とか積んだならば母国に戻って役に立つという言い方だと、例えば、美容師などはそういうことが言えますね。日本のファッションを利用して、あるいはトレーニングを受けて母国に帰れば、そんなにずっと労働市場の競争相手に迷惑をかけることなく母国に色々なものを伝えられるということは言えるのです。議論がそういうように作れると割と読みやすいかと思うのですが、ずっと残ってしまうということになると、かなり日本の介護事情に関しては、賃金上昇を抑制するような形になるような気がしますけれどもね。

○担当者 最近、中国で日本から介護のスキルを輸入するという流れがあります。世界的に見ても、日本の介護の技術については非常に優れたものがあります。そういう意味で、外国人受入れに対して私どもは決して居座っていただくということではなくて、介護の技術を母国にも広めてもらいたいと思っております。例えば、結婚されるなどという事情で日本に永住される方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には毎年80人の方が卒業するわけですから、5年間日本で働いていただいて、そこでは自由な選択をしていたきたいと考えております。

○八田座長 外国人に限るのはどうしてなのでしょう。日本の専門学校に行くことの一つのメリットというのは、日本人と交流して、その間にだいたい日本人化していくということがあると思うのですが、この場合は外国人ばかりなわけですね。

○木曾理事長 補足しますと、例えば、ベトナム人の場合、20年ぐらい前からODA等々で日本に労働者として、7万人から8万人労働者として来ているのですが、ベトナムもだいぶ発展してきました、日本に留学したいという方が非常に最近増えてきています。教える学校も技能実習生として教える学校はたくさんありますけれども、一部は留学専門の学校がベトナムに増えてきております。私たちはそこで勉強して日本語検定でN2を取得した方に日本への留学を奨励します。実際、私どもは大阪府、兵庫県に特養を展開していますが、介護福祉士が足りないために病室を閉鎖せざるを得ない。これが大阪でも川西市でもそういう現象が起きてきています。現場を見ていますので、是非とも介護福祉士の確保

が一番必要だとの発想でやっております。

○八田座長 分かりました。

それで、例えば、中国人の方は入れないのですか。

○担当者 先日、先ほどここで説明しましたセミナーにも出させていただいたのですが、中国は国民の平均年齢は45歳、今日本が42歳から43歳だと言っておられましたが、一人っ子政策の影響もあって、中国は逆に介護や看護の人材を受け入れているとおっしゃっていましたので、今は昔のような中国の人材を入れるという方向性はないとおっしゃっていました。

○八田座長 結果としてではなくて、もし来たいという人がいたら入れるのでしょうか。

○木曾理事長 そういことです。

○八田座長 日本人は入れない。

○木曾理事長 日本人は入れます。一般に募集します。

○担当者 日本人は入れます。

○阿曾沼委員 定員の80人のうち、どのような割合で考えられるのですか。

○担当者 今回、各種学校とさせていただいているのは、専門学校の場合、外国留学生は半分までという規則があると聞いていまして、私どもとしては80人目一杯でも結構ですし、あるいは日本人の希望者がいらっしゃれば、その80人の中から日本人の希望者の分を引いた分を外国人と考えております。現状、いかんせん中々日本人の方は介護福祉士になろうという方が少ないという状況の中で、我々は50%とかそういう制限を付けられると非常に成り立ちにくい事業でしたので、各種学校とさせていただいております。

○阿曾沼委員 確認です。基本的には現地に留学生を輩出する日本語学校があるという前提で、その学校と契約をし、その学校の学生を優先的に入学させるということでしょうか。2年間は奨学金を出すわけですが、その奨学金は返してもらわなければいけない、したがって学生たちも働かなければいけないわけですね。5年間はデューティーとして皆さんのところの施設で働くわけですが、それを超えた部分についても在留資格をずっと持つておいて、日本でそのまま働けるようにしてほしいということなんですか。

○木曾理事長 それはありません。それは個人の自由ですし、年頃の女の子で最低でも高校卒で来ますので、帰るのは自由です。だから、途中で帰るというリスクもあります。

○八田座長 帰るのは自由よりも、ビザの関係で5年もものすごく難しいと思うのですよ。とてつもなく難しいと思うのですが、それより先も入れるようなビザを申請されるとしたら、それは制度的にはもっとハードルが高いと思いますけれどもね。

○阿曾沼委員 そこは少し議論が必要ですね。

○八田座長 お話は分かりましたので。

○木曾理事長 入管法が変わる予定で付いて行ったのですが、この6月は入管法が通らなかったで、留学生も受け入れられないし、就職もできない状態が発生してしまつたと。本来は入管法が変わって、この計画が可能だったはずなのですが。

○八田座長 入管法が変わるというのは、全国の入管法がですか。

○担当者 お手元の資料に添付させていただいておりますけれども、閣議及び閣僚懇談会の議事録、3月6日付のものを添付しておりますが、その裏側に黄色でマーキングしてある部分です。このあたりを閣議のほうでお話をいただいたということで、私どもはそれを期待はしてはいたのですけれども、結果的には国会承認を受けられなかったということで、こういう国家戦略特区の提案につながりました。

○八田座長 計画書の中ですか。

○担当者 お手元の資料の一番最後です。その資料の裏側です。

○木曾理事長 実習生の留学を認める。2年間で国家試験なしに介護福祉士として働く。5年間介護福祉士として働いたら在留資格を与えるという骨組みです。私どもは5年ではなしに、最低でも3年は見てほしいと。

○八田座長 この法律案があったということですね。そこにそういうことが書いてある。

○木曾理事長 それに基づいて行動してきたのですけれども、この6月で通らなかったのです。

○八田座長 この法律が通らなかったと。

○担当者 先日の日経新聞の記事にはまたその話が今度の国会でというような記事が載ってございましたけれども、あくまでも新聞記事でのお話です。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。